

＜新松江市合併20周年記念事業＞
松江市 PR キャラクター(ゆるキャラ)デザイン 募集要項

1 趣旨

松江市では、来る令和7年の「新松江市合併20周年」と「松江城天守国宝化10周年」に合わせ、本市の魅力発信による知名度の向上、市民のみなさんの愛着・誇りの醸成を目的として、みんなから愛される『松江らしい』PRキャラクター(ゆるキャラ)を募集します。

採用されたキャラクターは、市のPRキャラクターとして、市ホームページやSNS、各種広報媒体等で使用するほか、グッズを作成するなど松江市のPR活動に活用します。

2 応募資格

松江市(島根県)にゆかりのある方、関心をお持ちの方であればどなたでも応募可。(居住地、年齢、プロ・アマの別、個人・団体の別は問いません。)

3 募集内容

みんなから愛される『松江らしい』PR キャラクター(ゆるキャラ)デザイン

4 制作条件

- (1)松江市の特徴(風土、自然、歴史、文化、風景や動植物など)がイメージできる、『松江らしい』デザインとすること。
- (2)松江市のPR・広報にふさわしいキャラクターであること。
- (3)万人に親しみやすく愛着がわく「ゆるい」キャラクターであること。
- (4)今後の展開がしやすいキャラクターであること(グッズ制作などを予定)。
- (5)応募する作品は、応募者が創作した未発表作品であること(同一作品を他のコンテスト等に応募していない、又は個人的にも使用していないものに限り)。条件に違反していることが判明した場合は、採用を取り消すものとする。
- (6)電子データ(AI(アビイラストレーター)、JPEG、PNG形式等)により提出すること。
- (7)キャラクターの全身がわかるように、正面から見たデザインをカラーで作成すること。
- (8)背景や文字は入れないこと。
- (9)本要項「9 応募規約」に同意のうえ応募すること。

5 応募期間

令和6年 11 月5日(火)から令和7年1月5日(日)23:59 まで

6 応募方法

「しまね電子申請サービス」により応募してください(下記 URL・QRコードからアクセス可能)。

必要事項を入力し、作品の電子データ(AI(アビイラストレーター)、JPEG、PNG形式等でファイルサイズ 10MB未満)をアップロードのうえ送信してください。

「しまね電子申請サービス」 松江市 ゆるキャラ 募集 で検索できます。

URL <https://ttzk.graffer.jp/city-matsue/smart-apply/apply-procedure-alias/matsueprkyarabosyuu>



＜申込みフォーム＞

7 審査方法

(1)一次審査 ※令和 7 年1月(予定)

①応募のあったすべての作品について、「4 制作条件」に基づき、事務局による予備審査(形式審査)を行います。応募多数の場合は市職員による投票を合わせて実施し概ね20～30作品程度を予備審査通過作品とします。

②予備審査を通過した作品について、選定委員会において審査を行います。ここで候補作品(概ね3～10 作品程度)を選定します。

(2)市民・松江ファン投票 ※令和 7 年 2～3 月(予定)

(1)で選定した候補作品について、市民・松江ファンによる投票を実施します。

(3)二次審査 ※令和 7 年 3～4 月(予定)

(2)の得票数を踏まえて選定委員会で審査を行い、松江市の PR キャラクターにふさわしい作品を「最優秀賞(採用作品)」(1点)として決定します。また次点の作品を「優秀賞」(2点)に決定します。

8 入賞作品等の発表及び表彰

(1)発表

発表時期:令和 7 年 5 月(予定)

※市ホームページ等で発表します。結果の通知は、最優秀賞及び優秀賞の応募者へのみ行います。

(2)表彰

・最優秀賞(採用作品) 1点 賞状及び副賞(賞金20万円)

・優秀賞 2点 賞状及び副賞(賞金5万円)

※本要項「10その他」に記載のとおり、キャラクターデザイン決定後にその愛称を改めて公募することを予定しています。表彰式は、愛称決定後に実施する予定としていますので、予めご了承ください。

9 応募規約

応募者は、本募集への応募時の規約(以下「本応募規約」という)に同意いただいたものとみなします。

(1)応募について

(ア)応募作品は、自作かつ未発表の作品に限ることとし、第三者の著作権、商標やその他の権利を一切侵害しないものとしてください。

(イ)一人何点でも応募できますが、応募の際は1回の応募につき1作品としてください。

(ウ)応募にかかる一切の費用は応募者の負担とします。

(エ)未成年の方は、保護者の同意を得たうえで応募してください。未成年の方が応募された場合は、保護者の同意が得られているものとみなします。

(2)採用作品について

(ア)採用作品のデザインは、必要に応じ、応募者と協議のうえ変更・修正させていただく場合がありますのでご了承ください。

(イ)採用作品の著作権(著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む)や商品化権その他一切の権利は、松江市に帰属します。また採用作品の応募者は、応募作品に関し著作者人格権に基づく権利行使は行わないこととします。

(ウ)採用作品の応募者と松江市は、作品が採用されたことを条件に、上記(イ)を内容とした著作権譲渡契約を締結します。この契約締結にあたり、上記8(2)記載の賞金以外の契約料や使用料等の金銭対価は支払いません。

(エ)採用作品について、第三者からの権利の侵害や損害賠償請求等の主張がなされた場合は、応募者は自己責任において解決を図るものとし、松江市は一切の責任を負いません。

(3)個人情報について

(ア)応募者の個人情報は松江市で適切に管理し、この事業以外の目的では使用しません。

(イ)最優秀賞及び優秀賞の作品及びその応募者の氏名(ふりがな)、住所(市町村名まで)や職業または学校名・学年は、広報等に使用するため公表する場合があります。

(4)その他

(ア)やむを得ない都合により、応募者に事前に通知することなく、応募期間や賞品内容の変更、また本募集の中止・中断をする場合があります。この場合、松江市は本募集の中止等に関して、いかなる個人・法人に対しても一切の責任を負いません。

(イ)本募集に応募したこと、または採用となったことに起因するいかなる損失、負債、被害、費用やその他の申し立てについて、松江市等は一切の責任を負いません。

(ウ)本応募規約の定めがない事項については、松江市の判断により決定いたします。

(エ)本要項8(2)により表彰された作品が、本応募規約の規定に違反していることが事後に認められた場合は、受賞を取り消すものとし、当該作品の応募者は賞状及び賞金全額を返還するものとします。

10 その他

(1)キャラクターの愛称

キャラクターの愛称は、採用デザインが決定した後に改めて公募することを予定していますが、応募するキャラクターデザインにふさわしい愛称案をお持ちの場合は、デザイン応募の際、指定の愛称欄に記入してください。採用作品に愛称案がある場合は、その案を踏まえ検討させていただきます。

11 お問い合わせ先(事務局)

〒690-8540 島根県松江市末次町86番地

松江市政策部広報課(本館4階)

電話:0852-55-5125 FAX:0852-55-5665

メールアドレス:kouhou@city.matsue.lg.jp

お問い合わせ受付時間: 8:30~17:15(土日祝および12/28~1/5を除く)

※審査・結果に関するお問い合わせには応じられませんので、ご了承ください。



《ホームページ》